

第3回「(仮称)泉南市認知症条例」制定に係る検討委員会 議事録

日時	2024年10月2日(水)13:30~15:30	場所	泉南市総合福祉センターあいぴあ泉南 3階研修室1・2
出席者 (敬称略)	【病院地域医療連携室相談員】有本 弥生・青木 元明 【泉南市ケアマネジャー連絡会】古谷 亜紀子 【泉南市介護サービス事業所連絡会】奥 加奈子 【認知症対応型共同生活介護事業所】篠原 カヨ子 【認知症当事者】森井 洋一郎 【認知症当事者の家族】森井 文乃・伊藤 哉柄 【泉南市いきいきネット相談支援センター・泉南市地域包括支援センター】永本 美純 【泉南市地域包括支援センター】三宅 章介 【泉南市社会福祉協議会】山崎 美和 【学識経験者】永田 久美子・中島 民恵子 【泉南市】谷村 真理子(障害福祉課)		
事務局	【泉南市認知症地域支援推進員】野崎 健・原 美穂子・辻下 悦子・大原 昌美 【泉南市長寿社会推進課】清水 弾・藤原 秀紀・西村 信子・安倉 晃平(兼認知症地域支援推進員)・有本 稀己・藤原 慶子		
オブザーバー	【泉南市総務課】森田 浩規・神藤 梨沙		
配布資料	次第、名簿、条例素案、検討委員会事務局だより、第2回検討委員会議事録、泉南市もの忘れ検診チラシ		

【1.開会】

西村)本日は委員の過半数の方にご出席いただいておりますので、要綱に基づき会議の成立をご報告いたします。

(新委員)

泉南市いきいきネット相談支援センター兼泉南市地域包括支援センター 永本 美純氏、泉南市地域包括支援センター 三宅 章介、以上2名(泉南市 政策推進課 田村氏、子ども政策課 幸前氏 欠席)

(長寿社会推進課長挨拶)

清水)平素から、皆さまには様々な施策にご協力いただきありがとうございます。今回の検討委員会は第3回となります。これまでに、条例検討のため多くの「声」やご意見を頂いたことにより、素案を作成することができました。法律がある中で、泉南市は、あえて条例を作成することを目指しています。泉南市ではこのようなまちづくりが進んでいくのだと、分かりやすい言葉で伝えていけたらと考えています。委員の皆さまからは、できるだけ多くのご意見を頂ければ幸いです。

(委員長挨拶)

永田氏)前回の第2回は、5月22日でした。約4ヶ月の間、委員の方々も声の収集にご協力いただいたのだと思います。1回1回の委員会が大事なので、たとえこの意見は違うかもしれないと思っても、忌憚なく意見を出すことを大切に、話し合いを進めていけたらと思います。

(事務局より素案(当日資料)の説明)

西村)委員の皆さまには、事前資料をお渡ししています。その内、素案について、事前資料と当日資料の差し替えがあることをお詫び申し上げます。差し替え部分の4点を説明します。1点目、前文では全国的に共通して言えることは削除し、泉南市独自で取り組んできたことを記載しました。2点目、「基本理念」では「たとえ認知症があってもその人自身を知ることが大切」ということを表現するため、「認知症の人」ではなく「それぞれの人」としました。3点目、「市民の役割」では支援する側・される側という関係性ではなく、共に創り出すという意味を表現するため「地域社会の一員としての自覚を持ち」と記載しました。4点目、「基本的施策」の条は削除しました。市としては、具体的な施策や取組みは、次年度から検討を行う認知症施策推進計画に記載していきたいと考えております。

西村)ここからは委員長に議事進行をお願いします。

【2-1.「(仮称)泉南市認知症条例」素案について各委員より】

永田氏) それでは、事前資料の中で考えてきていただいた内容でも構いませんので、各立場からご意見ををお願いします。

谷村氏) 認知症の人という言葉が引っ掛かりました。3条は認知症の人、2条は本人とある。文字数の都合があると思いますが、枠組みを作っているように感じられるので変えてもよいと思いました。第4条の市の責務は、計画を立て進めていく必要があると思いますが、条例施行の時点ではこのようなことをやっていきたいという状況でしょうか。第5条は市民等の役割が書かれていることで、市民にも伝わりやすいと思います。当事者は生活で精一杯ということを考えて、「可能な限り」等の表現で幅を持たせた方がよいのではないかと思います。第7条は、サービス提供者が既に取り組んでいる内容であれば、読み流してしまうかもしれないので、記載に優先順位などをつけてはいかがでしょうか。

永田氏) 認知症の人の定義を示して、本人とするとしても良いでしょう。当事者という言葉は、本人のことを言いますが、家族が範囲に入る使い方をされる可能性があります。使う時期としては慎重が必要でしょう。患者という言葉も同じことが言えると思います。読み手が自分事として感じられるように、また、混乱しないようにはっきりと伝わるようにしていきましょう。

永本氏) 同じような文言があるところに注目しました。第1条では「ともに」が重複しています。「ともに」と「生き生き」が使用されている部分で、似ている文章として、第5条第2号、第8条があげられます。生き生きと暮らせる活力あるまちなのか、人がともに生き生きと暮らせるということを言いたいのか、統一した方がよいのではないかと感じました。第4条の、声や思いを伝える場という部分は、第9条に似た部分があります。「家族が発信する声や思い」に統一するのはいかがでしょうか。

永田氏) 全体を通して、表現は似ていて言いたいことは違うという部分があります。重複感がある部分を丁寧に見て頂いており、整理していきます。違う内容の場合は似た言葉を避けるなど、市民に分かりやすく伝える工夫が必要ですね。

三宅氏) 私も重複がある部分が多いと感じました。「市内で暮らす」などはあえて書く必要があるか、子どもを含む全世代は全世代だけでもよいのではないかと思います。第5条の「すべての年代の市民が」は「すべての市民が」としてもよいのではないのでしょうか。第7条の患者という言葉は唐突感があります。第8条は認知症サポーター養成講座を想定していると思いますが、講座という言葉ではなく、深める機会などとするのが良いと思いました。第9条(5)は伝わりづらい印象を受けました。本人の主体性が欠けていて、本人に押し付けているような圧力があるように思います。

私は地域包括支援センターで業務しており、家族がいない人を支援することもあります。本人の判断能力が著しく低下し、本人の決断が不利益となる場合には本人の意向に沿わない支援をせざるを得ないことがあります。その際に包括が条例違反しているのではないと言われる可能性など、正直怖い面も想像してしまいます。判断能力が低下した際には、本人の利益を優先するような支援を行うなどの文言を入れてもらえるといいではないかと思います。

永田氏) 現実問題として、できることとできないことがあります。現場において、本人の最善の利益を優先することも必要とされます。本人の立場に立つ支援者が、糾弾を受けないよう、また、守られるように一言入れる可能性を探りましょう。

山崎氏) 「生き生き」と「ともに」の重複に関して、条例を読み終わったときにそれしか最後に残らない印象を受けました。「認知症の人」という表現について、「当事者の方」というのが介護現場では多かったです。

永田氏) 市民に読んでもらうために、どういう表現を使うとより良いか考えていきましょう。「方」は、相手を対象化してしまうという考え方があります。

古谷氏) 第5条で、当日資料では削除されていますが、事前資料に記載のあった、相談を求めるのは市民にとっては重い

ではないかと思いました。最後の施策の部分は分かりやすかったので、削除されており残念だと思いました。

永田氏) 記載があった方が良いでしょうか。

古谷氏) 分かりやすいと思います。当日資料では削除されていたので意見させていただきました。

永田氏) 柱の部分は、今後計画に記載する方向で市が調整しています。施策を条例に入れると、そこに合わせざるを得ないということが起こってくるため、施策につながる書きぶりを探っていく必要があるという大事なご意見だと思います。理念条例ではありますが、具体的に進めていくための記載があると良いかもしれません。

奥氏) アクションミーティング等の多くの声がコンパクトにまとまった印象があります。泉南市では「WAO」が認知症施策のキャッチフレーズになっています。「忘れても大丈夫、あんしんと思いやりのまちせんなん」という言葉が入っている方が、子どもたちも学んできているので、大人になってからも認識できるのではないかと思いました。

永田氏) 法令の見地から調整は入りますが、条例イコール固くする、という概念は変えていく必要があります。分かりやすくするためにどうするか、考えていきたいです。泉南市子どもの権利条例は、子どもたちが読めることが大事にされている。WAOという言葉を使用することで泉南らしさが出るかもしれません。

篠原氏) 「WAO」は泉南市の思いが入るのではないかと思います。やさしい、ともに、は他市の条例にもよく使われていますが、WAOに含まれる「思いやり」という言葉を大事にしてはいかがでしょうか。認知症の人への理解より、「人の理解」を大事にすると良いのではないかと思います。

青木氏) 第8条の子どもたち、子ども達、児童生徒、の統一が必要と思います。漢字の使用等は別として、子どもたちにも条例を知ってもらったり、理解してもらったりできる表現にしてはどうでしょうか。小学生が読んで分かりやすい言葉遣いなども必要と思います。

永田氏) 子どもも読めるような言葉にするのは難しいことですが、子どもから親にも伝わっていく可能性が考えられます。

有本弥氏) 患者および利用者という表現については、1人の人への複数の呼び方があるとややこしくなると感じました。家族の意向を重視する必要がある場面もあるので、その部分も入れていく可能性も考えると良いと思います。

伊藤氏) 第6条の事業者の役割は、重いな、もう少しやわらかくならないかな、と思いました。役割としては大事だとは思いますが、個人の事業者もあるので、事業者にそこまで押し付けて良いのだろうか、と感じました。家族の立場としては、早期退職して、子どもがいて、働けなくなると、本当に大変なことは身をもって感じています。条例として記載されることは、本人と家族にとってはありがたいのですが、事業者が解雇するときに条例を盾にされた時にどうするか、というのもあるのではないかと思います。

永田氏) 事業者側の負担になったらもともともありません。望ましいことでも、負担になりすぎない事が大切です。事業者が実施しやすい環境づくりや配慮が広がるような表現を探っていく必要があります。行政は市の責務という表現を使用しているのに対し、市民等は役割としています。役割イコールやらねばならない、という印象にならない表現を考えていきましょう。

森井文氏) 「認知症の人」の表現が多すぎると感じ、他の言い方ができないかと思いました。家族が認知症を発症したとき

は、誰に何を聞いたら良いかわからない状況だったので、こんな制度があって、このように利用する等、導いてほしいと思いました。その時になってこれが重要なことが分かります。

永田氏) ガイドがあるなど、その時に応じて案内できるような内容が記載できればと思います。

森井洋氏) 難しいことがたくさん書かれていたので、何をどう理解していくか迷いました。本人、家族だけでなく、関わる全ての方が理解し、協力してもらえるように広げていくことが大事だと思います。当事者としてお願いすることだと思います。

永田氏) 国が共生と言っていますが、森井さんの立場から言うと、やっぱり「ともに」、ということが重要だと感じます。色々なことを「ともに」進めていくこと、自分のことをどうにかしてほしいこと、「~のために」社会全体の理解が必要なこと、条例を発信し本人として声を示していくことが大事です。森井さんのこの発言を大切にしていきたいです。なぜこれを言うかという、条例制定後は市民へのPRが必要で本人の言葉を通じて説明をしていくことができます。

## 【2-2. 「(仮称) 泉南市認知症条例」素案の論点について事務局より】

永田氏) ここまでのところで、推進員の方から意見はありませんか。

辻下) 第4条は、行政的な表現となると難しくなってしまうなと感じました。出来れば、条例として文言がこのままいく場合は、解説文をそれぞれ付けてもらえると良いのではないかと思います。そこに森井さんの意見を入れていけるのではないかと思います。

永田氏) 机上の空論ではなく、条文の書かれた用紙を透かしてみると、その奥に声が見えるようなイメージですね。声が条例に反映されていることが実感として持てると良いですね。この点、事務局いかがですか。

有本稀) 文章を作っても表現しきれずもどかしい部分があり、その言葉の意図することが伝わるか、背景を踏まえられているか、悩みながら検討を進めています。解説文をつけていき、条文の言葉にこのような意味が込められているということ、どんな声によってこの条例があるのかということを示せるようにしていきたいです。第4回は解説案と条例案を照らし合わせて見ていただけるものを準備したいと考えています。

(休憩)

## 【2-3. 各委員よりタイトル案の提案、意見交換】

永田氏) それでは、いよいよタイトル案を検討していきたいと思います。案を持ってきていただいた方はお願いします。

以下、発表順(カッコ内は考案者、矢印後の記載は考案者の発言)

- ・泉南市認めよう知ろう症状も人も認知症条例(谷村氏) →「認める」には「目に留める」という意味もあります。
- ・忘れてもあんしんと思いやりのまち泉南認知症条例 “WAO 条例”(谷村氏)
- ・WAO ファミリー条例(永本氏) →認知症の言葉を使うのかどうか、包括内で議論しました。
- ・泉南市生きる喜び条例(永本氏) →泉南市歌の言葉を用いました。他、夢がある泉南、私のふるさと、愛するふるさと等
- ・つながる WAO 条例(三宅氏) →本文を通してじっくりくるとのではないかと感じます。
- ・WAO 泉南認知症条例(山崎氏) →WAO と言えば分かるのではないかと感じました。
- ・泉南市 WAO 認知症条例(古谷氏) →WAO と認知症という言葉を使用すると良いのではないかと感じます。
- ・泉南市 WAO 認知症条例(奥氏) →サポーター養成講座でこどもたちへ WAO を伝えています。

- ・泉南市認知症バリアフリー条例(奥氏) →バリアフリーの言葉の大切さにも注目しました。
- ・WAO 条例(篠原氏) →サブタイトルも入れた方が良いのかどうか、議論していただければと思います。
- ・泉南市 WAO 条例(有本弥氏) →WAO が頭にあり、他市の人に WAO とは何かと知ってもらうためにもと思います。
- ・泉南市忘れてもあんしんなまちづくり条例(有本弥氏)
- ・泉南市認知症ひかり条例(伊藤氏) →先の見えない中、光を追い求めて生きているのでこの言葉を使いました。
- ・人として認める、安心安堵できるまち、誰もがきっと住みたくなるまち、住み続けたいまち条例(森井文氏)
- ・泉南市の誰もが笑顔で一緒に歩いていく認知症条例(森井洋氏)
- ・輪を(WAO) 広げる条例(谷村氏) →言葉を掛け合わせることで意図することを加えられたらと思います。

永田氏) 一番大事なことが込められているか、分かりやすいか、ということに注目していきたいと思います。また、未だに他人事とされている部分のイメージを変えていけるかどうかについても考えていきましょう。

まず、WAO という言葉を全面的に出すか、その意図を出すかというあたりについて。また、あんしん・おもいやりに加えて、ともに・つながりを作るという意味が WAO に含まれているかどうかについて共有し、意味を付け加える必要があるかどうかについて、検討しましょう。

永本氏) タイトルに WAO を使う場合は、条例の内容に WAO を使った方が良いでしょう。

永田氏) 前文の中に WAO を合言葉に取り組みを進めてきたという実績を書き込み、それに加えて、このさき共に展開していくということを書くのも一つだと思います。認知症サポーター養成講座で認知症を正しく理解して、思いやりを持つところで留まってしまうずに、日常の中の本人・家族・地域の人が共に元気に暮らすための実際のアクションを大切にしていけたらと思います。WAO で学び合っつながった人が共につくるとか、もう一言付け加えると新しい感じが出ると思います。法制の方、いかがでしょうか。

森田氏) 条例の内容がわかるような表現を、タイトルに入れていただく方が良いでしょう。WAO を知っている方であればイメージされると思いますが、あまり知らない方がおられた時に、どんな条例かというイメージがわきにくいという点も踏まえて、ご検討いただければと思います。

永田氏) 知らない人が読んで疑問が浮かぶ可能性はあります。WAO 条例を愛称とし、PR 版等に使用するのも一つかと思えます。浸透を図っていく方法としても考えられます。事務局から何か方向性としてありますか。

藤原秀) 森井(洋)さんの言葉で「ともに歩む」という言葉が大事だと感じます。ご本人やご家族の意見を組み込んでいただければと思います。

原氏) 森井(洋)さんと一緒に読ませていただき考えました。ご本人が考えられた言葉それぞれに意味があり、説明していただきたいです。

森井洋氏) 泉南市、認知症条例、この二つの言葉は何の条例か示す上で必須だと思います。「誰もが」は、認知症当事者、全世代のことを言っています。「笑顔」は、安心、安全、信頼、そういった感情、全ての事を含んで、笑顔でやりたいことができる、ということにつながる表現として使用しました。「一緒に」は、誰もがというところにもかかってきます。誰もが生きていくこと、すべてを含んだ上での言葉と思いこのように表現しました。

永田氏) 今の森井さんの話を聞くと、WAO 中の思いやりは支援する側の意識がうかがえます。一緒にという言葉を使用

するのであれば、また違った表現にもなってくるかと思います。バリアフリーについても大切に、現状条文の中に使用しています。今後、WAOという言葉の意図をつたえるという視点、森井さんのご意見にもあった、今後のアクションにつながる視点、この両方の視点を含んで事務局で次回までに検討し提案したいと思います。

(副委員長挨拶)

中島氏) 本日、改めて皆さんが丁寧に読み込んでくださったことが分かり、とても素晴らしいことだと思います。タイトル案についても、複数の案にわくわくするような感覚を覚えました。泉南市の皆さんに読んでいただける条例になると良いと感じており、そのために力を尽くしたいと思います。

西村) 以上をもちまして、第3回検討委員会を終了致します。次回が最後となりますので、皆さまどうぞよろしくお願いいたします。

【閉会】